

乳幼児医療費助成の見直し

就学前の乳幼児医療費の助成については、8月1日から、次のとおり一部自己負担をしていただくことになりました。ただし、0歳児や市民税非課税世帯の乳幼児については、無料化を継続します。

■一部自己負担の額

医療機関(病院、診療所、薬局)などの窓口で自己負担の2分の1を負担していただきます。ただし、原則として、1レセプトにつき1ヶ月当たりの負担の上限を10000円とします。総合病院の場合は診療科ごとに10000円となります。

■自己負担の方法

医療機関や薬局などの窓口で支払っていただくこととなります。



◎所得制限の基準

これらの助成は、次の所得制限基準額以下の世帯が対象となります。

扶養親族等の数	父または母のうち、生計を主宰する者の所得	父母のいない乳幼児を養育する扶養義務者の所得
0 人	2,672,000円	5,148,000円
1 人	3,052,000円	5,397,000円
2 人	3,432,000円	5,610,000円
3 人	3,812,000円	5,823,000円
4 人	4,192,000円	6,036,000円
5 人	4,572,000円	6,249,000円

◎新制度における対象児童別の助成状況

出産 順位	生年月日	助成期間	
		0 歳	1 歳～就学前
第 1 子	17.4.1以前の生まれ	経 保育料 無 料	新・特 保育料 1 / 4
	17.4.2～18.4.1	新 月1万円 (経 保育料無料)	新 保育料 1 / 2
	18.4.2以降の生まれ	新 月 1 万 円	新 保育料 1 / 2
第 2 子	17.4.1以前の生まれ		新・特 保育料 1 / 4
	17.4.2～18.4.1	新 月 1 万 円	新 保育料 1 / 2
	18.4.2以降の生まれ	新 月 1 万 円	新 保育料 1 / 2
第 3 子 以 降	17.4.1以前の生まれ	経 保育料 無 料	経 保育料 無 料
	17.4.2～18.4.1	新 月1万円 (経 保育料無料)	経 保育料 無 料
	18.4.2以降の生まれ	新 月 1 万 円	新 保育料 1 / 2

新 新規 (支援金 月1万円)

新 新規 (保育料 1/2)

経 経過措置 (保育料 無料)

新・特 新規・特例 (保育料 1/4)